

議案第21号

多可町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町空家等対策の推進に関する条例（平成27年多可町条例第36号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭  
和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町空家等対策の推進に関する条例（平成27年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

前文を削る。

第2条第5号中「町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内に通勤し、若しくは通学する者及び町内に存する建築物の所有者等をいう。」を「本町内に居住する者又は本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）若しくは町内に存する建築物の所有者等をいう。」に改める。

第4条を次のように改める。

（民事による解決との関係）

第4条 この条例の規定は、空家等に関する紛争の当事者が、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

第10条の見出し中「審議会」を「協議会」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第7条第1項の規定に基づき、多可町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第10条第2項から第9項までを削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

（所掌事務）

第11条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の策定及び変更に関すること。
- （2）空家等対策計画の実施に関すること。
- （3）法第14条第1項から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により行う措置に関すること。

（組織）

第12条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、町長及び次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者

- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 住民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が特に必要と認める者

3 協議会には、必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。

第15条中「に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。」を「の施行について必要な事項は、規則で定める。」に改め、同条を第20条とする。

第14条の見出しを削り、同条を第19条とし、第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

(委員の任期等)

第13条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び職務代理)

第14条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の庶務は、定住推進課において処理する。

5 この規則で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(会議の公開等)

第16条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正、かつ、円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(意見聴取)

第17条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

多可町空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p><u>多可町は四季折々の美しさを持つ自然豊かな地域であり、私たち住民はその風土と調和した住まいの中で心豊かに暮らしてきました。</u>  <u>しかし、昨今の社会状況を鑑みると、高齢化、少子化、過疎化が進む中で、住む人もなく、管理されない住宅が年々増加し、住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例が出てきています。</u>  <u>空家等の管理についての第一義的責任は所有者等にあることはいうまでもありませんが、適正な管理が行われていない空家が社会問題化しているのが現状です。</u>  <u>こうした状況を踏まえて、地域住民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が制定され、住民の生命、身体又は財産を保護するために、法の許す範囲で個人の財産に対し一定の制約を加えることが可能になりました。</u>  <u>多可町は、自然と地域産業を活かし、地域住民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、全ての住民が一体となって、地域の力で空家等対策に取り組み、活力のあるまちをつくるため、この条例を制定します。</u></p>	
<p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。            (1)～(4) (略)            (5) 住民等 <u>町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内に通勤し、若しくは通学する者及び町内に存する建築物の所有者等をいう。</u>            (6) (略)</p>	<p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。            (1)～(4) (略)            (5) 住民等 <u>本町内に居住する者又は本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）若しくは町内に存する建築物の所有者等をいう。</u>            (6) (略)</p>
<p>(当事者間における解決の原則)            第4条 <u>特定空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。</u></p>	<p>(民事による解決との関係)            第4条 <u>この条例の規定は、空家等に関する紛争の当事者が、民事による事態の解決を図ることを妨げない。</u></p>
<p>(審議会の設置等)            第10条 <u>町長の諮問に応じ、空家等対策の推進をはかるため、多可町空家等対策審議会</u></p>	<p>(協議会の設置等)            第10条 <u>法第7条第1項の規定に基づき、多可町空家等対策協議会（以下「協議会」とい</u></p>

現 行	改 正
<p>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は学識経験者その他町長が必要と認めるものの中から、町長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>審議会には必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>7 <u>審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。</u></p> <p>8 <u>会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>9 <u>会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(審議会の会議)</u></p> <p>第11条 <u>審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。</u></p> <p><u>(助言、指導等に係る手続)</u></p> <p>第12条 <u>町長は、法第14条第1項から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により必要な措置を行うときは、審議会の意見を聞くことができる。</u></p>	<p><u>う。)を設置する。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第11条 <u>協議会は、次に掲げる事項について協議する。</u></p> <p>(1) <u>空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の策定及び変更に関すること。</u></p> <p>(2) <u>空家等対策計画の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第14条第1項から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により行う措置に関すること。</u></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第12条 <u>協議会は、委員12人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、町長及び次に掲げる者の中から町長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(2) <u>各種団体を代表する者</u></p> <p>(3) <u>住民</u></p>

現 行	改 正
	<p>(4) <u>関係行政機関の職員</u>  (5) <u>その他町長が特に必要と認める者</u>  3 <u>協議会には、必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。</u></p> <p><u>(委員の任期等)</u>  第13条 <u>協議会の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u>  3 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p><u>(会長及び職務代理)</u>  第14条 <u>協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u>  2 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u>  3 <u>会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(会議)</u>  第15条 <u>協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</u>  2 <u>委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。</u>  3 <u>会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>  4 <u>協議会の庶務は、定住推進課において処理する。</u>  5 <u>この規則で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。</u></p> <p><u>(会議の公開等)</u>  第16条 <u>会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正、かつ、円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。</u>  2 <u>会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させる</u></p>

現 行	改 正
<p>(支援) 第13条 (略)</p> <p><u>(緊急安全措置)</u> 第14条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(意見聴取)</u> 第17条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提供を求めることができる。</p> <p>(支援) 第18条 (略)</p> <p>第19条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(委任) 第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>